

**令和2年度「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に定める  
特定調達品目の追加及び判断基準・配慮事項見直し等の概要**

**1 過去の経過等**

- 本県では、平成11年3月に「グリーン製品購入基本指針」（用度室所管）を制定し、環境配慮型製品の購入を推進してきた。
- 平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国の「環境配慮物品等調達の推進に関する基本方針」が示され、地方公共団体にも環境物品の調達方針作成の努力義務が規定された。
- 本県では、関係部局と調整の上、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定し、平成13年10月1日より施行している。
- 国の基本方針改正を踏まえ、令和2年度は以下のとおり県基本方針の見直しを行う。

**2 県基本方針の見直しについて（案1）**

令和2年度は、国の基本方針の改正内容に準じて基本方針本文及び判断基準等の見直しを行うこととする。（県独自分野・品目に関する改定は無し）

**(1) 変更概要**

**ア 品目数**

○平成31年度品目数 24分野 283品目 （国：21分野 276品目）

○令和2年度品目数 25分野 282品目 （国：22分野 275品目）

1分野1品目追加、2品目削除、  
37品目判断基準・配慮事項等見直し

**イ 見直し内容（主な内容）**

分野等	見直しを行う品目等	見直し内容
基本方針本文	目的・基本的考え方等	・静岡県グリーン製品購入基本指針の改定に関する文章を削除
2 納入印刷物	（冊子類、ポスター、チラシ、パンフレット、リーフレット）	・インキに係る判断の基準の見直し
3 文具類	共通	・文具類共通の判断の基準に、植物を原料とするプラスチックの使用について追記（再生プラスチック40%以上又は植物を原料とするプラスチックの使用） ・文具類共通の配慮事項に、製品・梱包への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を記載
5 オフィス家具等	共通	・日本工業規格をJISに変更（備考）
7 画像機器等	コピー機	・判断の基準の再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、25gを超える部品への使用を規定 ・リユースに配慮したコピー機について、国際エネルギープログラム画像機器 Ver. 2.0の基準を適用 ・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更

	複合機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断の基準の再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、25g を超える部品への使用を規定</li> <li>・消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 3.0 の基準を適用、プロ用複合機の基準の明確化（1年間の経過措置を設定）</li> <li>・リユースに配慮した複合機について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 2.0 の基準を適用</li> <li>・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更</li> </ul>
	拡張性のあるデジタルコピー機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断の基準の再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、25g を超える部品への使用を規定</li> <li>・リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 2.0 の基準を適用</li> <li>・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更</li> </ul>
	プリンタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品について、少なくとも部品のひとつへの使用を規定（インパクト方式を除く）</li> <li>・消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 3.0 の基準を適用、プロ用機器の基準の明確化（1年間の経過措置を設定）</li> <li>・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更</li> </ul>
	プリンタ複合機	
	ファクシミリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更 等</li> </ul>
	スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費電力量等について、国際エネルギースタープログラムの画像機器 Ver. 3.0 の基準を適用（1年間の経過措置を設定）</li> <li>・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更</li> </ul>
	プロジェクタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更</li> </ul>
8 電子計算機等	電子計算機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法（平成 31 年 3 月 29 日告示）のトップランナー基準の 80%達成に変更</li> <li>・クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法（平成 31 年 3 月 29 日告示）のトップランナー基準の 70%達成又は国際エネルギースタープログラム Ver7.0 の基準値に変更</li> <li>・パーソナルコンピュータについて、JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更</li> <li>・筐体・部品（少なくとも一つ）への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を判断の基準に設定（サーバ及びシンクライアントを除く）</li> </ul>
	磁気ディスク装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の化学物質の含有率基準値（JIS C 0950）を配慮事項に設定</li> <li>・製品の梱包・包装への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を配慮事項に設定</li> </ul>
	ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更</li> </ul>
9 オフィス機器等	シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更</li> </ul>

	デジタル印刷機	・ JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更
	電子式卓上計算機	・ 特定の化学物質の含有率基準値（JIS C 0950）を判断の基準に設定
	電池（一次電池又は小形充電式電池）	・ 一次電池に係る最小平均持続時間の変更（JIS C 8515の変更に伴う修正）
10 携帯電話等	携帯電話	・ 製品の再生プラスチック及び植物由来プラスチックの配合率に係る情報開示を判断の基準に設定
	PHS	・ JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更
	スマートフォン	・ 製品・梱包への再生プラスチック又は植物由来プラスチックの使用を配慮事項に追記
11 家電製品	電気冷蔵庫	・ JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更
	電気冷凍冷蔵庫	・ JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更
	テレビジョン受信機	・ プラズマディスプレイ方式のものを対象から除外 ・ JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更 ・ 受信機型サイズが 39V 型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長
	電子レンジ	・ JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更
12 エアコンディショナー等	エアコンディショナー	・ JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更
13 温水器等	ガス温水機器	・ 潜熱回収型ガス温水機器に係る判断の基準を設定（エネルギー消費効率 90 以上）
	石油温水機器	・ 潜熱回収型石油温水機器に係る判断の基準を設定（エネルギー消費効率 90 以上）
14 照明	LED 照明器具	・ JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更
	LED を光源とした内照式表示灯	
15 公用車等	E T C 対応車載器	・ 既に汎用化しており導入促進は達成しているため、品目削除
	カーナビゲーションシステム	
	2 サイクルエンジン油	・ 日本工業規格を JIS に変更（備考）
18 インテリア・寝装	ふとん	・ ポリエステル繊維を使用した製品について、再生 PET 樹脂 50%以上に変更。 ・ 故繊維から得られるポリエステル繊維 25%以上使用に変更。
	ベッドフレーム	・ 日本工業規格を JIS に変更（備考）
22 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	・ <b>新規追加</b>
24 公共工事	断熱サッシ・ドア	・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正による、配慮事項において引用している条文番号の変更への対応
	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	・ 管の材料の定義及び用語を調達の実状や JIS 規格等との整合を図るため、判断の基準等を見直し
25 役務	省エネルギー診断	・ エネルギー管理体制・管理方法に係る提案について、判断の基準に設定
	植栽管理	・ チェーンソーオイルの生分解性を配慮事項に設定

	クリーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・袋・包装材の削減のための独自の取組の実施を判断の基準に設定</li> <li>・植物を原料とするプラスチック製の袋の提供を配慮事項に設定</li> </ul>
	飲料自動販売機設置	・JIS C 0950（特定の化学物質の含有率基準値）の改定に伴う判断の基準の変更

### <参考1> 県独自の分野・品目一覧表

分野	品目	設定理由
(2 納入印刷物)	納入印刷物	<県独自分野> 国では役務分野として設定。 納入印刷物については、当県の財務会計上、物品扱いとしている。
(3 文具類)	クリアフォルダー	再生材の利用促進
	紙製つづりひも	県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。
4 雑貨類	ペーパータオル	<県独自分野> ペーパータオル、キッチンペーパーは、県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。 その他も、生産材料等の使用について定めており、再生材料の利用推進に資するため。
	キッチンペーパー	
	布製バック	
	紙ひも	
	水切り袋	
	トイレットペーパー ティッシュペーパー	
6 木製受注家具	木製受注家具	<県独自分野> 県産材の積極的な利用促進に資するため。
(20 設備)	風力発電システム	導入推進に係る環境配慮。

\* 分野内（ ）は国の基本方針と同じ分野

### <参考2> 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針の見直し状況等

H11.3	「グリーン製品購入基本指針」策定（用度室）	
H13.10.1	15 分野 103 品目	地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定
H14.4.1	16 分野 169 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H15.4.1	18 分野 194 品目	
H16.4.1	19 分野 218 品目	
H17.4.1	20 分野 221 品目	
H18.4.1	20 分野 228 品目	
H19.4.1	20 分野 235 品目	
H20.4.1	21 分野 250 品目	
H21.4.1	22 分野 259 品目	
H22.4.1	22 分野 271 品目	
H23.4.1	22 分野 265 品目	
H24.4.1	22 分野 265 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H25.4.1	22 分野 270 品目	
H26.4.1	22 分野 271 品目	
H27.4.1	24 分野 277 品目	
H28.4.1	24 分野 277 品目	
H29.4.1	24 分野 281 品目	
H30.4.1	24 分野 282 品目	
H31.4.1	24 分野 283 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施

### 3 令和2年度環境物品等調達方針及び調達目標の策定について（案2）

毎年度、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいて、「環境物品等調達方針及び調達目標」を策定し、物品等の調達を実施している。

令和2年度については、別添のとおり新規で「ごみ袋等」を追加し、その他の品目については令和元年度と同様の目標とする。

なお、2段階の判断の基準を設けた品目の実績は、基準値2を満たしているものを集計するものとする。

#### （参考）環境物品等の平成29、30年度調達実績及び令和元年度調達目標

品 目		H29 実績	H30 実績	R1 目標
1	用紙類	99.74%	99.66%	100%
2	納入印刷物	99.66%	99.65%	100%
3	文具類	99.22%	98.98%	100%
4	雑貨類	99.97%	99.90%	100%
5	オフィス家具等	98.90%	99.78%	100%
6	木製受注家具	94.05%	100%	100%
7	画像機器等	100%	99.90%	100%
8	電子計算機等	99.94%	99.92%	100%
9	オフィス機器等	100%	100%	100%
10	携帯電話等	100%	100%	100%
11	家電製品	99.34%	97.40%	100%
12	エアコンディショナー等	100%	100%	100%
13	温水器等	100%	100%	100%
14	照明	100%	100%	100%
15	公用車等	96.51%	83.99%	100%
16	消火器	100%	100%	100%
17	制服・作業服	99.57%	99.43%	100%
18	インテリア・寝装	100%	95.25%	100%
19	作業用手袋	100%	100%	100%
20	その他の繊維製品	98.64%	98.62%	100%
21	防災備蓄用品	98.92%	99.62%	100%

※公用車（台数ベース）を除いた分野は、金額ベース（環境基準適合物品購入額÷特定調達品目購入額）で算定

※数値目標は基本方針に定めている24分野のうち、物品に関わる21分野のみ設定（いずれも100%）。